東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 9月24日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|----------------------|---|------|----|
| 1 | | 海水熱交換器建屋タービン建屋間ケーブルトレンチにおいて、耐震ジョイント(継ぎ目)に破れが認められたため、当該ジョイント部を点検・修理。 | GⅢ | |
| 2 | 2号機 | 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプ出口フィルター点検において、 フィルターエンドカバーボルト1本に折損が認められたため、当該ボルトを交換。 | GⅢ | |
| 3 | | 所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3Cにおいて、天井より配電盤上部への水の漏えい(汚染なし)が認められたため、当該原因を調査・修理。 なお、配電盤上部を養生実施。配電盤に異常なし。 | GⅢ | |
| 4 | · 7 1446 | 換気空調系中央制御室加湿器(B)加湿弁駆動部において、弁駆動用制御空気の漏えいが 認められたため、当該箇所を点検・修理。 | GⅢ | |
| 5 | | OFケーブル洞道排水ポンプ(B)において、汲み上げ不良(ポンプ運転表示灯「運転」状態で排水されず)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。 | GⅢ | |